

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開会 午後 0 時 1 5 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	荻野 貴文 安藤 玄一 今野 康敏
	川添 康大 越水 崇史 大山 学
	米谷 政久
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (7 人)	副市長 (大山 剛)
	こどもみらい部長 (山田 泰生)
	健康づくり担当部長 (宮川 章則)
	保険年金課長 (石川 浩一)
	保育・幼稚園課長 (佐藤 智一)
	保険年金課国保係長 (森 輝樹)
	保育・幼稚園課給付・監査係長 (石津 望)
7 傍 聴 者	あり
8 事 務 局	次長 主査 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 8 号 伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基
準を定める条例の制定について
結 果 可 決

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【荻野貴文議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から大山副市長に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いします。

○副市長【大山剛】 皆さん、おはようございます。本日は、教育福祉常任委員会の開会でございますが、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

先般の議案審議におきまして教育福祉常任委員会に付託されました「議案第 8 号、伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定」、並びに「議案第 13 号、伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして御審査いただきます。議案審議におきましては総括的な御審議はいただいておりますが、細部までお答えすることができなかったものもございますので、本日は所管の部長をはじめとしまして担当の職員が出席しておりますので、細部にわたる御審査をいただきまして、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長【荻野貴文議員】 ありがとうございます。それでは、「議案第 8 号、伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、私から、何点かありますので、数回に分けて質疑させていただきます。

まず、本条例制定の目的と制度の位置づけについて改めてお伺いしたいと思います。本市における乳児等通園支援事業の円滑な実施に向け、今回、新たに運営基準を定める条例が提案されました。改めて制度の基本的な考え方についてお伺いいたします。

2 点目であります。本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、従来の子どものための教育・保育給付に加え、新たな支援給付制度として位置づけられております。この制度における給付費の支払いの仕組みと公費負担の割合について、具体的にお伺いいたします。

3点目であります。昨年、令和7年12月定例会で可決された伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、今回、提案されている伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例では、根拠法令や目的にどのような違いがあるのか、説明を求めます。

以上3点、お願いいたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず1点目、今回の条例制定の目的と制度の位置づけについてお答えいたします。まず、今回の条例制定の目的についてでございますが、本事業は、子ども・子育て支援法に基づく給付事業であり、市の認可を受けた事業が給付対象となる基準を満たしているか、市が確認を行う必要があることから、令和7年11月13日に公布された内閣府令に定めます特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、条例案をまとめたものでございます。

次に、本制度の基本的な考え方についてでございます。全ての子どもの育ちを応援するという理念に基づき、家庭環境に関わらず、全ての子どもたちが社会の中でひとしく健やかに育つことを目指すものでございます。本制度は、保護者支援にとどまらず、当事者である子どもに対して、重要な乳幼児期に多様な経験を通じて、健やかに成長する機会を提供することを目的としてございます。

続きまして、2点目、この制度の趣旨と給付の仕組みについてでございます。まず、給付費の支払いについてでございますが、本来であれば、子どもの預かりに要した費用を市が保護者へ給付し、保護者が事業者へ支払うものでございます。しかし、事務手続の効率化のため、保育所や認定こども園等と同様に、保護者を介さずに、市から事業者へ直接給付を行う、いわゆる法定代理受領による方法が一般的となっております。事業者は、事業の実施に要した費用をその内訳とともに市へ請求し、市から直接事業者に対して給付費が支払われる流れとなります。

次に、公費の負担の割合でございますが、国の定める公定価格に基づき、例えばゼロ歳児1人当たり1時間1700円、1、2歳児であれば1400円が給付単価となりまして、そのうち国が4分の3、県が8分の1、市が8分の1を負担することとなります。利用者が事業者に支払う利用料を含めた費用全体で見ますと、国が標準額とする利用料300円と仮定した場合、ゼロ歳児では費用の85%、1、2歳児では約82%が公費によって賄われるという計算になります。

また、3点目、12月の定例会で可決いただいた伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と今回提案させていただく条例の根拠法令や目的の違いについてでございます。12月定例会で御審議いただきました伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法に基づき、市が事業の認可を行うための基準を定めるものでございます。一方、今回、御提案しております伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、本制度が子ども・子育て支援法に基づく給付制度として位置づけられたことに伴い、実施する事業が同法に基づく給付の対象となる基準を満たしているか、市が確認を行うための基準を定めるものでございます。

以上でございます。

○委員【今野康敏議員】 ありがとうございます。承知しました。続いて、また3点お伺いいたします。

条例案の具体的な内容とし、市独自の基準についてお伺いいたします。本条例案では、国の基準を基本としつつ、市独自の規定として暴力団の排除を追加しております。この規定を追加した意図と適切な環境提供に向けた市の姿勢をお伺いいたします。

次に、利用定員の管理についてお伺いいたします。第4条及び第22条において、1時間当たり及び1か月当たりの利用定員を定めることとされております。一時的な預かりが中心となる本事業において定員遵守をどのように確認、指導していく方針なのか、お伺いいたします。

次に、保護者への相談援助体制についてお伺いいたします。同17条では、子どもの状況や養育環境の把握、適切な助言を行うことが定められております。施設が単なる預かり場所にとどまらず、保護者の孤立を防ぐ支援拠点として機能するための具体的な取組をお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、お答えさせていただきます。

まず、条例案の具体的な内容とし、市独自の基準についてでございます。今回につきましては、暴力団の排除の規定を独自に追加させていただいておりまして、その趣旨とし、事業運営の適正化や利用者の安全確保の観点から、伊勢原市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様に追加をさせていただいたものでございます。そのほかにも、保育所等への給付、小規模保育施設等の認可、また、児童コミュニティクラブ等について規定する各条例においても、それぞれ同様にこの規定を設けさせていただいております。本市の多くの条例等においてこうした規定を設け、暴力団排除の徹底に向けた市の姿勢を示すことにより、本事業に限らず様々な事業を実施していく上で、暴力団の関与を防止し、事業の適正性を担保する効果を高められるものと考えてございます。

続きまして、利用定員の管理についてお答えさせていただきます。本事業では、国が準備することも誰でも通園制度総合支援システムを通して、利用予約等を行う予定でございます。実際の流れとし、事業者側において利用可能な日時や人数などの枠をシステムに登録し、保護者はその枠に空きがある場合は予約することができますが、既に定員に達しているという場合は予約ができませんので、基本的に定員を超えての預かりはないという想定でございます。また、事業を行った日時や人数等について、毎月、事業者から市に報告を受けまして、仮に疑義が生じたときは市は調査等を行い、必要に応じて是正を求め、場合によっては認可を取り消すなどの可能性もあるものでございます。

続いて、3点目、保護者への相談援助体制についてでございます。現状におきましても、保育所等の在園児やその家庭について、個別の支援の必要性がある場合は関係機関で連携して支援を行うよう努めているところでございます。本事業

については、子育て中の世帯が孤立してしまうことを防ぐための役割も果たしていくことも期待されているところです。したがって、面談や送迎時のコミュニケーション等を通して、育児にかかる保護者の負担感、家庭の養育環境などの把握に努めますことはもとより、これまで関係機関との関わりが少なかった事業者等が新たに参入した際も効果的に連携できますよう関係の構築等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【今野康敏議員】 了解しました。ありがとうございます。

続いて、市民が安心して制度を利用できる環境整備について伺いたします。第5条の利用申込み時の面談について、Z o o m等のオンラインでの実施も可能とされております。利便性向上に資する一方、対面でないことによるリスクや留意点をどのように考えているのか、伺いたします。

続いて、第11条では認定保育園等への円滑な移行に向けた連携に努めることとされています。本事業の利用児童が将来的に保育所や幼稚園へ移行する際、どのような情報共有や支援が行われるのか、伺いたします。

最後に、今後のスケジュールについて伺いたします。本条例の施行日は令和8年4月1日とされていますが、それまでの準備期間において事業者の募集や確認の手続をどのように進めていく予定なのか、伺いたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず、利用者の利便性、安心の面などについてお答えをさせていただきます。面談では、施設の方針や事業内容、職員の体制、個人情報の取扱い、また、利用に当たってのルールなどについて保護者に説明し、同意を得る必要がございます。また、安全な保育と適切な遊びや生活を提供するために、アレルギーや既往症の有無、予防接種の状況、家庭での子育ての方針、子どもの好きなことや苦手なことなどについて確認を行うこととなっております。これはオンライン面談でも同様でございます。画面上で子どもの様子を併せて確認できる形で実施することを基本としていますので、必要な内容は把握できるものと考えています。ただし、例えば、子どもの発達に不安がある場合など、個々の状況によっては、保護者と施設で話合いの上、対面で面談を行っていただくことも有用と考えてございます。

続きまして、特定教育・保育施設等の連携という点でお答えをさせていただきます。現時点では、市内で本事業の実施を検討中の施設は認定こども園と幼稚園でございますので、満3歳到達後には、基本的には1号認定を受け、引き続きその施設の在園児となる可能性が高いと考えております。その場合は、子どもは慣れた環境で過ごすことができる上、施設にとっても受け入れやすく、望ましいことと考えておりますが、仮に認定こども園と幼稚園以外が本事業を実施する場合、そこで満3歳に到達した後には、1号認定で通える認定こども園や幼稚園等に移るか、2号認定を受けて保育所等の利用を申請することなどが考えられます。そのための手続等を円滑に行えるよう、保護者の状況等に応じた助言などを行うとともに、施設間において子どもの保育や家庭の状況、配慮すべきことなどを共有

することで、可能な限り子どもの発達の連続性を担保していくことが重要であると認識をしております。

続きまして、今後のスケジュールでございますが、内閣府令で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の附則において経過措置が設けられておりまして、市の条例が制定、施行される以前の令和8年3月31日までの間は、府令で定める基準を市の条例で定める基準とみなすことができると規定されてございます。そのため、準備自体は施行日を待たずに進めさせていただきたいと考えておりまして、3月上旬に実施を検討中の事業者に対して必要な手続等を説明し、中旬以降、事業者の認可と併せて確認の申請、認定の事務を進め、4月以降可能となった施設から順次事業を開始していく予定でございます。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 それでは、私からも何点か質疑をさせていただきます。

まず、研修受講義務や資質向上に関する努力義務が定められていますけれども、これについて明確化されているのか、質疑をいたします。

2点目、発達に課題のある子どもへの配慮はどのように担保されているのか。

3点目、第三者評価の導入や自己評価の公表義務についてお伺いをいたします。

以上、まず3点。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、お答えさせていただきます。

まず、研修受講義務や資質向上に関する努力義務についてお答えいたします。一般原則を規定する本条例の第3条の第5項において、子どもの人権擁護や虐待の防止等の観点から、事業者は、職員に対し研修を実施するなど、必要な措置を講じる努力義務を定めています。また、職員体制の確保について規定する第21条の第3項において、職員の資質向上のための研修機会を確保しなければならないことを定めており、事業者の責務を明示させていただいております。

続きまして、発達に課題のある子どもへの配慮をどのように担保するか、お答えをさせていただきます。発達に課題のある子どもへの配慮につきましては、第3条第3項において、子どもの意思と人格を尊重し、その立場に立った支援を提供することを事業者には義務づけております。また、第5条第1項、並びに第10条において、面談や日々の支援を通じて、子どもや保護者の心身の状況や養育環境を適切に把握することを定めておりますほか、第17条において、適切に相談に応じ、必要な援助等を行わなければならないことを定めております。これらの規定に基づき、事業者と認識を共有し、発達に課題のある子ども一人一人に寄り添い、個々の発達の状況や特性に応じた望ましい環境を提供できるよう、必要に応じ、専門機関等と連携し、支援を行えるよう努めてまいります。

続きまして、3点目、第三者評価の導入や自己評価の公表義務についてお答えいたします。まず、第三者評価については、第16条第2項において、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないと定めており、第三者評価の実施と、その結果の公表について努力義務を課してございます。

次に、自己評価については、第16条第1項において、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと定めており、その実施を義務づけております。自己評価の公表については特段の義務規定は設けておりませんが、事務事業運営の透明性を図る上では公表していただくことが望ましいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 続きまして、苦情処理体制の整備義務につきまして、市の改善指導等は明確にされているのかを伺います。

さらに、虐待防止に関する措置義務は明確化されているのか、お伺いいたします。

続きまして、保護者への説明責任、情報公開義務はどの程度まで求めるのかをお伺いいたします。

以上3点。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、苦情処理体制の整備の点からお答えさせていただきます。本条例案では、第29条において、苦情処理体制の整備を事業者に義務づけております。具体的には、事業者は、苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じること、また、必要に応じ市の調査等に応じること、市から指導を受けた場合は改善しなければならないことなどを定めております。

続きまして、虐待防止に関する措置義務についてでございます。虐待防止に関する規定としては、まず、第3条第5項において、事業者は子どもの人権擁護と虐待防止のため、責任者の設置を含む必要な体制を整備し、職員に対し研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないことを定めております。また、第20条第10号において事業の運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を盛り込むことを義務づけております。そのほか、第25条において、職員は、虐待に該当する行為はもとより、子どもにとって有害な影響を与える行為を禁止することを明確に定めております。

3点目でございます。保護者への説明責任、情報公開義務についてお答えさせていただきます。保護者への説明責任と情報公開の義務につきましては、第5条において、運営規程、職員の勤務体制、費用に対する重要事項を記載した文書を保護者に交付し、説明の上で、同意を得ることを義務づけております。また、第13条第5項において、実費徴収を行う場合は、その金額の使途、保護者に負担を求める理由について書面で明示し、説明の上で、文書による同意を得なければならないことを定めておりますほか、第14条において、事業者は、法定代理受領により受領した給付費の額を保護者へ通知しなければならないことを定めております。さらに、第23条において、事業者は運営規程の概要や費用等に関する重要事項を事業所の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページ等で公表しなければならないことを定めております。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 それでは、最後になります。運営の透明性、適正性の確保について伺います。

まず、会計区分の明確化や公費の適正使用の確認方法はしっかりされているのか、伺います。

2点目、不正請求があった場合の処置、また、その対応について伺います。

3点目、市による指導監督、立入検査の権限はどのように規定されているのか、伺います。

以上です。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、順次お答えさせていただきます。

まず、会計区分の明確化や公費の適正使用の確認方法についてお答えいたします。本事業を実施するためには、事業の認可や給付の対象となるかの確認を受ける段階で、それぞれ条例で定める基準を満たすことを必須としております。また、毎月の実績報告や給付を通じて、事業実施状況を継続的に確認し、公費の適正使用を担保いたします。併せて、疑義が生じた場合は、市が事業者に対して詳細な調査を行い、改善勧告等に従わない場合は認可を取り消す可能性も示唆するところで、質の適正性を確保していきたいと考えてございます。

続きまして、不正請求があった場合の措置でございますが、不正請求が確認された場合は、まず事実関係の調査を詳細に行い、不正の内容に応じた措置を講じることといたします。具体的には、指導、改善命令、事業費の返還請求等を行い、悪質性が高い場合は認可の取消しや告訴等の法的措置も視野に入れさせていただくという形になります。

続いて、3点目、市による指導、監査、立入検査の権限はどのように規定されているかという点でございます。市による監査や立入検査の権限については第29条第4項で規定しておりまして、これは、子ども・子育て支援法第14条を引用するものでございます。市は、必要に応じて、事業者に対して報告や文書等の提示を命ずることができることとなっておりますほか、事業所に立ち入り、設備や帳簿書類等を検査することができることとなっております。

以上でございます。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも質疑させていただきます。まず、3点お聞きします。

第1条から第3条の総則規定についてで、本条例制定に当たり、本市として特に重視した点は何か、また、国基準に対して本市独自に強化した部分はあるのか、伺います。さらに、本条例制定により、従来と比較してどのような点が具体的に向上するのか、市の基本姿勢について伺います。

次、2点目、第4条及び第22条の利用定員についてです。1時間当たりの利用定員を定めるとしてありますが、想定している職員配置基準はどの程度か、また、現場での定員管理はどのように行われるのか、突発的な受入れ要請があった場合の対応を含め、安全確保の実効性はどのように担保するのかを伺います。

そして、3点目、第5条の利用開始前の面談についてで、面談は制度の入り口であり、極めて重要であると考えます。単なる形式的な確認にとどまらず、家庭状況や養育環境の把握まで十分に行える体制となっているのか、また、支援が特に必要と判断された場合、市としての連携はどのように図られるのか、伺います。

以上3点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、第1条から第3条の総則規定等についてお答えをさせていただきます。本条例案については、内閣府令に定める基準のとおりとした上で、第3条、事業者の一般原則に暴力団排除の規定を独自に追加しております。これは、伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様に、事業運営の適正化、それから何よりも利用者の安全確保を重視する姿勢を示すものでございます。本条例の制定により、本市においても新たにこの事業を実施することができるようになりますので、これまでの子育て支援に加え、子どもの育ちの環境が充実し、子育て中の保護者にとって支援の選択肢が広がるものと認識しており、新たな支援体制の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、2点目、第4条及び第22条の利用定員についてお答えさせていただきます。職員の配置基準については、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児についてはおおむね6人につき1人以上とし、その半数以上は保育士である必要がございます。事業者はこの基準を満たし、安定的に事業を運営できる人数を基に利用定員を設定いたします。また、定員管理につきましては、国が準備することも誰でも通園制度総合支援システムを通じて行われます。事業者は、利用可能な日時、人数の枠をシステムに登録し、保護者はその枠に空きがある場合にのみ予約が可能です。このため、基本的に定員を超えての預かりは発生しないという想定でございます。万が一、定員に空きがない状況で、緊急の預かりニーズが生じた場合は、事業者が本事業とは別に実施している独自の預かりサービスや保育所等で実施している一時預かり事業を利用させていただくことになり、安全確保については事業者が国の要綱等に基づき適切に行っていくこととなります。

続きまして、3点目、第5条の利用開始前の面談についてお答えさせていただきます。面談は形式的な確認ではなく、子どもの既往症やアレルギーの有無に加え、家庭での子育ての方針、子どもの好きなことや苦手なことなど、多岐にわたる項目を確認することとなっております。さらに、利用開始後においても、送迎時などのコミュニケーションを通じて、保護者の育児負担感や家庭の養育環境の把握に努めることを第17条で規定しております。支援が必要と判断された場合は、関係機関との連携はこれまでと同様に行ってまいります。本事業においても、支援が必要と判断された御家庭に対しては、最適な支援につながるよう、個々の状況に応じた丁寧な対応を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○委員【米谷政久議員】 了解しました。それでは、また3点お伺いします。

まず1点、第6条の提供拒否の禁止についてで、正当な理由の具体的整理はどのようなになっているのか、受入れ困難な場合、市はどの段階で関与するのか、公平性確保の観点からお示してください。

次に、2点目、第13条及び第14条の費用徴収についてで、質の向上や便宜に要する費用徴収が可能とされていますが、想定される徴収水準はどの程度なのか、また、市は、事前にその内容を把握、確認する仕組みになっているのか、保護者への説明責任や透明性確保の方法について伺います。

次、3点目、第26条の苦情対応についてで、苦情処理は事業者の義務とされていますが、市はどの段階で関与するのか、また、改善確認はどのように行うのか、実地指導の頻度と併せ、実効性をどのように担保するのか、伺います。

以上3点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、第6条の提供拒否の禁止についてお答えをさせていただきます。支援の提供を拒否する正当な理由としては、利用定員に空きがない場合や、安全な保育を行うために必要な職員配置ができない場合、あるいは事業者が対応できない高度な医療的ケアが必要な場合などが考えられます。しかし、公平性の確保と、全ての子どもの権利を保障する観点からは、市としては、可能な限り多くの子どもが利用できる制度であるべきと考えてございます。受入れ困難なケースが生じた場合、主は、事業者からの相談を受け、他の事業者への案内や代替案の検討など、調整に関与してまいりたいと考えてございます。

続きまして、第13条及び14条の費用徴収についてお答えをさせていただきます。想定される徴収水準は、国が示す標準額の1時間当たり300円程度を基本的な利用料といたします。それに加えて、おやつや給食費、園外活動費などは実費徴収することが可能となっております。市は、事業者がこれらを明記した運営規定を認可申請時に提出することで内容を事前に把握、確認することができますので、それにより不適切な費用徴収を未然に防ぐ仕組みとなっております。また、保護者への説明責任と透明性確保については、事業者が徴収する金額と内容について、事前に保護者へ丁寧に説明し、同意を得ることが義務づけられております。

3点目として、苦情対応についてお答えをさせていただきます。苦情処理については第一義的には事業者の義務であり、各事業者は苦情受付窓口や相談体制を整備する必要があります。市は、そこで解決に至らない場合や、保護者から市または県へ直接苦情が寄せられた場合に関与することといたします。市は、保護者と事業者との間の調整役を務め、必要に応じて保育現場を確認し、苦情の内容が事実と確認された場合は、口頭や文書による改善勧告を行います。その改善勧告の実効性の担保につきましては、改善が見られない場合は認可の取消しなども視野に入れ、厳正に対処いたします。また、実施指導については定期的に実施し、事業者の苦情対応体制や改善状況を確認し、苦情の再発防止とサービスの質の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○委員【米谷政久議員】 ありがとうございます。それでは、次、また3点伺います。

第31条の事故発生時の対応についてで、事故が発生した場合の市への報告基準は明確に定められているのか、また、再発防止策について市はどのように検証を行うのか、伺います。そして、重大事故発生時の公表の考え方についても伺います。

2点目、第26条から第27条及び第33条の情報管理と記録保存についてで、電磁的記録の活用が可能とされていますが、個人情報漏えい防止策は具体的にどのように講じられるのか、また、保護者同意の取得方法、市が監査を行う際の記録へのアクセス体制についても伺います。

そして最後に、3点目、本事業の中長期的な位置づけについて伺います。待機児童対策としてどの程度の効果を見込んでいるのか。また、参入を想定する事業者数はどの程度か。事業者が撤退した場合の利用者保護策をどのように整理しているのか。さらに、将来的な事業拡大の可能性について市の見解を伺います。

以上3点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず事故発生時の対応についてからお答えをさせていただきます。事故発生時の支援の報告基準は、国の通知に基づき、死亡事故、意識不明事故、並びに治療期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故と定められてございます。これらの事故が発生しました場合は、市は速やかに県へ報告し、県の支援を受けながら、事故の検証等を行います。また、重大事故発生時の公表については、保護者の意向や個人情報保護に最大限配慮しつつ、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行います。事故の要因や再発防止策については管内の施設事業者へ情報提供を行い、安全意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、情報管理と記録の保存についてお答えをさせていただきます。電磁的記録の活用にあたり、個人情報漏えい防止策として、第26条の規定に基づき、事業者は職員に対して秘密保持義務を課し、プライバシーポリシー等の規定整備、定期的な研修実施を義務づけ、個人情報の適切な取扱いを徹底してまいります。保護者同意の取得については、利用開始前の面談時に、個人情報の取扱いや、その内容方法などを保護者へ丁寧に説明し、同意を得ておかねばならず、具体的には、重要事項説明書への署名など書面による方法や、メールなど電磁的方法により行うこととなっております。また、市が監査を行う際の記録へのアクセス体制については、第29条第4項の規定に基づき、電磁的記録を含む帳簿書類その他の物件の提出、提示、質問、検査を行う権限を市が有することとし、必要な記録へのアクセス権が確保されております。

3点目として、本事業の中長期的な位置づけについてでございます。本事業は、全ての子どもの育ちを応援することを目的としており、家庭の状況に関わらず、子どもたちが社会の中で健やかに育つことを目指すものでございます。国は、待

機児童の有無に関わらず、令和８年度から本事業は全国で実施するとしており、直ちに待機児童対策としての効果は見込みにくいものではございますが、これまで育児負担感等を感じながら、保育要件がないため、保育所等に申し込んでも入所できなかった、そういった保護者の育児負担軽減にはつながり、結果として、待機保留児童の減少につながる可能性もあるものと考えてございます。また、現時点で本事業に意欲を示しているのは認定こども園４園、幼稚園１園の計５施設ですが、事業者側の準備も必要でありますため、現時点で確定的なものではありません。事業者の撤退や参入がないという事態は避けたいと考えておりますが、現状ではそうした可能性は低いと考えてございます。また、将来的な事業拡充については、所定の基準を満たせば、児童発達支援を行う事業所など多様な事業者が本事業の実施主体となることが可能でございますため、施設種別にこだわらず、より多くの子どもや家庭に必要な支援が届くよう、多様な事業者との連携も模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも３点、まずお伺いいたします。

１点目に、一時的時間単位利用による乳児の愛着形成への影響についてどう検証するのか。

２点目に、保育の継続性が担保されないことによる発達リスクをどう評価しているのか。

３点目に、誰でも利用可能とすることと、要支援家庭の優先性の整理はどうするのかについて伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、乳児の愛着形成への影響についてお答えをさせていただきます。愛着形成は大変重要であり、御指摘のとおり、一時的な利用では難しい面があることは各施設とも共通した認識を持っております。このことについては、定期利用を前提とした運用により、特定の保育士との継続的な関わりを通じ、愛着形成を促していくこと、また、親子通園により子どもが慣れるまで保護者が付き添い、安心して移行を支援していくことなどを検討しております。また、事業を実施する各施設から実施状況のヒアリング等を行い、愛着形成への影響等を確認してまいりたいと考えてございます。

続きまして、保育の継続性の担保について、また、そのリスクについてお答えをさせていただきます。現在、本事業の実施を検討している市内施設は認定こども園と幼稚園であり、これらの施設を利用する乳幼児は満３歳到達後に１号認定を受け、引き続き同じ施設に通園する可能性が高く、保育の継続性は担保されやすいと考えております。一方で、認定こども園や幼稚園以外の施設が本事業を実施する場合、そこを利用する児童については、満３歳到達後にほかの認定こども園や幼稚園への移行等が必要となり、そのような場合、一時的な環境変化が生じる可能性は否定はできません。乳幼児期の発達の連続性を踏まえれば、切れ目のない幼児教育・保育の提供が望ましいと考えておりますため、本事業と幼児教育・保育とを一体的に捉え、本条例第１１条で定める連携を強化してまいりたい

と考えてございます。

続いて、3つ目でございます。誰でも利用可能とすることと要支援家庭の優先性の整理でございますが、本事業は、利用者と事業者との直接契約であり、保育所等への入所とは異なりまして、市が利用者の優先順位等を決定するということとはございません。一方で、家庭において虐待のおそれがあるなど、福祉的な支援などが必要な場合は、市が福祉的見地から条例の第7条の規定に基づくあっせんを行う可能性もございます。しかし、そういったケースでは、本事業にある預かりだけでなく、より継続的な支援が必要となる場合が多いと考えてございます。そのため、本事業に限らず、保育所等への入所や、ほかのサービスなど、幅広い選択肢の中から、その家庭にとって最適な支援につなげられるよう個々の状況に応じた丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 続いて、3点伺います。1時間単位利用で子どもの状態把握が十分に可能なのか。

2点目に、保育士配置は通常保育と同水準か。

3点目に、事故発生時の責任主体は明確になっているのかについてお伺いいたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 まず、1時間単位で子どもの状態の把握が十分かという点についてお答えいたします。単発的な1時間の利用では、子どもの個性や、そのときの状況を十分に把握することには限界があることは事実と考えております。また、毎回異なる子どもを預かることは、保育士にとっても負担となる側面がございます。そのため、多くの施設において利用する施設、曜日、時間帯などを固定した定期利用が基本となることを想定しております。定期利用を通して、保育士が子どもと継続的に関わることで、子どもの成長や状態をより深く理解し把握することが可能となると考えております。その上で、施設と保護者との間で子どもの状況に関する情報共有を密に行い、必要に応じて相談体制を整えることで短時間利用においても子どもが安心して過ごせるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育士の配置基準についてお答えをさせていただきます。保育士の配置基準につきましては、12月定例会で御審議いただいた伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めており、保育所等における通常の保育と同水準としてございます。

続きまして、3点目、事故発生時の責任についてお答えをさせていただきます。本事業の実施において事故が生じた場合は、事業主である法人が民事上あるいは刑事上の責任を負うことが一般的と考えられます。ただし、日常的な安全管理体制の不備、職員の故意または過失の有無などによっては、法人や施設の長、当該職員個人が責任を負う可能性もございます。また、事業の認可権者である市についても、認可基準を満たさない施設を認可したことや、施設の運営状況を適切に監督しなかったことなどが事故原因と関連する場合は責任を問われる可能性があります。

るものと認識をしてございます。

以上でございます。

○委員【川添康大議員】 最後3点、伺います。市の現在の8分の1負担の将来的な増加見込みについて。

2点目に、通常保育の待機対策との整合性について。

3点目に、国基準の従うべき基準に独自上乗せ安全基準を設けなかった理由について伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、市の8分の1負担の将来的増加の見込みについてお答えをさせていただきます。将来的に市の負担が8分の1から例えば4分の1に増えるといった可能性も完全には否定できませんが、現時点ではそういった可能性を示唆する情報はございません。なお、本事業が広く浸透し、多くの事業者が大々的に本事業を実施するようになった場合は、当然ながら、本市の負担も増えることとなります。しかし、保育所や小規模保育施設にとっては、通常の保育や一時預かりに加えて、本事業を実施する余力は少ないこと、また、通常の保育を差し置いて本事業を実施する金銭的なメリットなども施設にとってはないこと、その他の事業者が本事業の認可を受けることも容易ではないことなどから、現実的には、今後においても数千万円単位のような大きな負担となる可能性は低いと見込んでおります。

続きまして、待機児童対策との整合性についてお答えをさせていただきます。国は、待機児童の有無に関わらず、令和8年度から本事業を全国で実施するとしておりますが、本市としまして、待機児童対策を差し置いてまで本事業を推進していくというものではございません。ただし、待機児童の解消に加えて、本事業を通して、保育所等に在園していない低年齢児にも多様な経験や遊びの場を提供すること、必要に応じ、その家庭にとって望ましい支援につなげていくことは意義があるものと考えております。実際に、現時点で実施を検討している認定こども園のうち2園は、次年度から保育定員を拡大する予定があり、これは、保育認定の需要が増加傾向にある一方で、教育認定の需要と全体の在園児童数が減少している状況を踏まえたものでございます。これらの園では、保育認定の受入れ枠の拡大と並行して、既に実施している未就園児クラスなど、独自の事業で培ったノウハウを活用することで、本事業をスムーズに導入できる背景があるものと考えております。

続きまして、3点目、国基準に対して独自の上乗せ安全基準を設けなかった理由についてお答えをさせていただきます。本市が独自に基準を厳格化することは、事業に参入するハードルを不必要に上げてしまうという可能性がございます。それにより、結果として市民の皆様へのサービス提供が滞ったり、事業者の方々にとって過度な負担となったりするなどの不利益が生じることも懸念されます。そのため、本条例においては、暴力団排除に係る規定を独自に設けた点を除き、基本的には国の基準に準じた内容とさせていただきました。

以上でございます。

○委員【越水崇史議員】 では、幾つかありますけれども、2回に分けて質疑します。事業者の参入や退出に関連する事項について2点伺います。

1点目、市内の既存保育施設との整合性をどう図っていくのか。

2点目として、事業者が急に事業から撤退してしまった場合における子どもたちの受皿の確保策はあるのか。

以上2点、先をお願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず1点目、市内既存保育施設の整合性についてお答えをさせていただきます。本事業は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とした新たな取組であり、既存の保育所や認定こども園等とは異なる目的、また、機能を持っております。これまでは幼稚園等に入園する3歳になるまで、家庭以外との交流機会が少なかった子どもたちに多様な経験と健やかな成長の機会を提供することを目的としているものでございまして、既存の保育施設では対応し切れないニーズを補完し、地域の幼児教育・保育サービスの隙間を埋める役割を担うものと考えております。

続きまして、2点目、急な撤退があった場合の子どもの受皿確保策についてお答えをさせていただきます。現時点では、本事業の実施が見込まれる認定こども園、幼稚園が急に撤退する可能性は低いと見込んでおりますが、万一そのような事態が生じた場合は、まず、各施設が独自に実施する事業が受皿となることを想定しております。それに加えて、市としても他の事業者や子育て支援サービスなどと連携し、代替となる受皿を可能な限り確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 では、2回目、本事業において市はどう責任を果たしていくのか、具体的に3点伺います。

1点目として、市として本事業の質を担保していくための仕組みなどはあるのか。

2点目として、巡回指導や定期監査の方法や頻度はどのように考えているか。

3点目、市民からの通報窓口を整備するのか。

以上3点、伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず1点目として、市として質を担保する仕組みについてお答えいたします。本事業を実施するに当たっては、事業の認可や給付の対象の確認段階で、条例で定める基準を満たすことを必須としております。また、毎月の実績報告や給付を通じて実施状況を確認することで、質の担保を図る仕組みとなっておりまして、また、疑義が生じた場合には、市が事業者に対して調査を行い、改善勧告等に従わない場合は認可を取り消す可能性もあることを通じて、質の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、巡回指導や定期監査の方法等についてお答えをさせていただきます。本条例では、指導や監査の具体的な方法や頻度は定めていませんが、児童福祉法施行令に基づき、原則として年に1回、伊勢原市乳幼児等通園支援事業の設

備及び運営に関する基準への適合状況を実地で監査する予定でございます。監査に当たりましては、こども家庭庁からの通知に基づき、県の支援を受けつつ、国のこども誰でも通園制度の実施に関する手引を参考に実施させていただきます。

続きまして、3点目、市民からの通報窓口についてお答えをさせていただきます。事業者には、第29条において、苦情相談窓口の設置を義務づけております。市としての専用窓口の設置に関する規定はございませんが、同条第4項において市が事業者に対し苦情に対する調査、指導等を行う権限を有することを明記しており、これを根拠に市からの苦情を受け付け、対応を行うこととなります。また、神奈川県ホームページでは、保育所等における虐待等の通報窓口として本市の保育・幼稚園課が公表されているところでございます。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 議案第8号について伺います。

まず1番、年間事業費と市負担額です。本制度に係る令和8年度の年間給付総額見込みは幾らか、また、市の一般財源負担額は幾らか、積算根拠、想定利用人数、利用時間単価を具体的に伺います。

次に、既存保育との関係整理です。現在、待機児童は何人いて、本制度導入が既存保育園の定員や人員配置に影響を与えない根拠は何か伺います。

次に、人員確保の見込みです。特定乳幼児通園支援事業を実施するに当たり、必要な保育士等の確保見込みは立っているのか、既存園との人材競合は生じないか、伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 順次お答えをさせていただきます。

まず、年間事業費と市負担額等についてお答えいたします。令和8年度の当初予算案においては支援給付費として220万8000円を計上し、そのうち、一般財源額は27万8000円となっております。その積算内訳としては、年齢ごとの利用見込み人数をゼロ歳児13人、1歳児18人、2歳児13人としまして、その人数に、年間の最大利用時間である120時間と、給付単価であるゼロ歳児1700円、1、2歳児1400円、そして、見込み利用率として約3割、28.1%を乗じたものとなっております。

続きまして、既存保育との関係の整理についてお答えさせていただきます。令和7年4月時点でお答えしますと、待機児童は16人となっております。本市内の状況を見ますと、現時点で本事業の実施を検討している5施設のうち、認定こども園2施設は次年度から保育定員を拡大する予定がありますことから、本制度の実施が定員や待機児童対策に与える影響は限定的であると考えております。そうした背景には、保育認定の需要は増加傾向にある一方で、教育認定の需要と、これは認定こども園においてですけれども、全体の在園児童数が減少していること、また、保育認定の受入れ枠拡大等と並行して、既に各園で実施している未就園児クラスなど独自の事業で培ったノウハウを活用することで、本事業をスムーズに導入できる状況があるものと考えております。

続きまして、3点目、人員確保の見込みについてお答えいたします。現時点で

本事業の実施を検討されているのは認定こども園と幼稚園でございます。これらの施設では全体の在園児童数が減少している中で、これまでも実施されてきた未就園児クラスなど、独自の取組で培ったノウハウや、既存の事業枠を本事業に充てることで、現在の職員体制の中で事業に取り組むことが可能であると捉えております。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 実施形態について伺います。直営か委託か、委託の想定はしているのか。既存園の空き時間の活用か、専用枠設置かについて伺います。

次、利用条件と優先順位です。1時間当たり、1か月当たりの利用定員はどの程度想定しているのか。利用希望が定員を超えた場合の選考基準は何か。

3点目、利用者負担です。利用者の負担額は幾らを想定しているのか、所得区分による差はあるのか、月の上限額は設定するのか。

以上3点、お伺いいたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、実施形態についてお答えをさせていただきます。本事業は、市が認可した事業者が実施するか、あるいは公立保育所において市が実施するものであり、基本的に委託により実施するものではありません。現時点では、市内では認定こども園4施設、幼稚園1施設が実施を検討しており、うち1施設は専用枠を設けて行う一般型を想定しております。他の4施設は未定となっておりますが、余裕活用型ではなく、一般型となる可能性が高いものと考えております。

続きまして、利用条件と優先順位についてお答えいたします。1時間当たりの利用定員は、各事業者において必要となる保育室の面積や従事者数の基準を満たした上で、職員の勤務体制などを考慮して事業を実施する曜日や時間を決め、安定的に受入れが可能な範囲で設定することとなっております。同じく、月当たりの利用定員についても、各施設において1時間当たりの利用定員や実際のニーズ、開所日数、時間、その他の事情を考慮して定めることとされております。なお、本事業の利用は、事業者において利用可能な日時や人数などの枠を総合支援システムに登録し、保護者はその枠に空きがあれば予約可能ですが、空きがなければ予約することができないため、選考基準などは特には設けてございません。

続いて、3点目、利用者負担でございます。保護者が負担する利用料については、国が示す1時間当たり300円程度を標準としまして、各施設が任意に設定できることとなっておりますが、本市としては国が示す標準額と同額としていただくことが適切と考えております。また、生活保護世帯などは減免の対象となるほか、月10時間までが利用条件でございますので、実質的に3000円が月の上限額となります。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 既存事業との重複整理について伺います。一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業との制度的違いは何か整理がついているのか、

伺います。

次に、制度目的の明確化です。本制度の市としての政策目的は何か、待機児童対策なのか、虐待予防なのか、少子化対策なのか、優先順位を明確にしていきたい。

最後、予算管理とリスクです。利用が想定を上回った場合の予算対応はどうするのか、補正で対応するのか、利用制限をかけるのか。

以上。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず1点目、既存事業との重複の整理についてお答えをさせていただきます。まず、一時預かり事業は、保護者の就労等を理由とする一時的な保育ニーズに対応するための制度ですが、本事業については理由を問わず利用ができるというところが異なります。また、一時預かり事業は必要に応じた短期的な利用が主であるのに対し、本事業は、月10時間までの利用枠の中で継続的に利用できる点が特徴となっております。そのほかに、一時預かり事業は施設への補助事業であるのに対し、本事業は国、県、市から保護者への給付事業であるといった制度上の違いがございます。また、地域子育て支援拠点事業は、本事業のように子どもを預かるものではなく、親子で参加し、利用時間に制限などがない点などが異なります。これらの事業は、目的や内容において一部重複する部分もございますが、それぞれ異なる役割と特徴を持っております。本事業との併用も可能でありまして、乳幼児のいる子育て家庭にとっては、家庭以外場で多様な経験ができる機会が拡大し、子育て支援の選択肢が広がるものと考えております。

続きまして、制度目的の明確化についてお答えをさせていただきます。本制度の目的は、全ての子どもたちの育ちを応援するというものであり、家庭の状況等に関わらず、全ての子どもたちが社会の中でひとしく健やかに育つことを目指すものでございます。これまでは幼稚園等に入園する3歳になるまで家族や近親者以外の他者と触れ合う機会が少なかった子どもたちにも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期である乳幼児期において、多様な生活や経験を通じて健やかに成長できる機会を提供していきたいと考えております。したがって、本事業は特定の課題に限定したのではなく、待機児童対策、虐待予防、また、少子化対策などを直接的な目的とはしておりません。しかし、保護者の育児負担感の軽減や、子どもの見守りの機会増加なども期待できますため、副次的にこれらの課題解決にも寄与するものと認識をしております。

続いて、3点目、予算管理とリスクについてお答えをさせていただきます。本事業は、子ども・子育て支援法に基づく給付事業として位置づけられております。利用される方が増え、予算を上回る請求があった場合でも、市は全額給付する義務がありますため、補正予算により対応させていただくこととなり、利用制限などを設けることはいたしません。

以上でございます。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めて質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【今野康敏議員】 議案第8号について、質疑を通じて明らかになった点を踏まえて、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本条例が根拠とする乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わず、未就学児が幼稚園や認定こども園等を利用できる画期的な制度であります。これまでの子どものための教育・保育給付に加え、新たに乳児等のための支援給付制度として確立されることは、全ての子育て世帯に対する切れ目のない支援につながるものであり、高く評価いたします。特に、公費負担の4分の3は国が、残りを県と市が8分の1ずつ分担する財政スキームにより、安定的な運営が見込まれる点も重要と考えます。

次に、本条例案で示された運営基準は、国の内閣府令を遵守しつつ、本市の地域事情に即した適切な内容となっています。第3条において事業者の一般原則に暴力団の排除を独自に追加したことは、安全安心な保育環境を担保する観点から極めて適切であると評価いたします。

また、オンライン面談の導入、これは第5条に記載されておりますが、利用者の利便性向上や、認定保育園等の円滑な移行に向けた連携——これは第11条だと思います——など、利用者の目線に立った細かな配慮がなされています。

最後に、本事業を令和8年4月1日から真に実効性のあるものとするため、次の3点を強く要望いたします。

1点目に、相談支援の質の確保であります。第17条に定められた相談及び援助が形式的なものにとどまらず、孤立しがちな保護者の悩みを早期に酌み取り、専門機関へつなげるセーフティーネットとして機能するように、各施設への指導を徹底すること。

2点目に、周知の徹底であります。制度の内容や利用手続について、対象となる全ての世帯に情報が行き渡るよう、デジタルツールとアナログな広報を組み合わせた丁寧な周知に努めること。

3点目に、事業者の確保と連携です。市内の幼稚園や認定こども園等が積極的に本事業に参画できるよう、市による丁寧な伴走支援を行うとともに、既存の設備及び運営に関する基準を定める条例との整合性を保ちながら、事務負担の軽減にも配慮すること。本条例の制定は、伊勢原市がこどもまんなかのまちづくりを強く推進していくための大きな一歩だと思います。全ての乳児等が健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる環境を整えることを強く要望し、本議案に賛成の意見といたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも議案第8号に賛成の立場で意見を述べます。

本条例は、特定乳児等通園支援事業の運営基準を明確にし、乳児等の安全確保と健やかな成長を支えるための重要な制度整備であります。近年、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しております。共働き世帯の増加、育児不安の顕在化、

さらには孤立した子育ての課題など、支援の在り方はより丁寧で柔軟なものが求められています。本条例は、単に事業を開始するというものではなく、利用定員、職員体制、事故対応、苦情処理、情報管理、記録保存など、具体的な運営基準を明確に定めることで事業の質と安全性を制度的に担保しようとするものであり、その意義は大きいと評価いたします。特に、利用開始前の面談を義務づけている点は重要であります。これは単なる手続ではなく、家庭状況の把握や必要な支援へのつながりを可能とする入り口機能を果たすものであり、子育て支援の質の向上につながるものと期待しています。また、事故発生時の対応や、苦情処理体制の明確化は、万が一の事態に備えるだけではなく、市民の信頼を確保するための基盤となるものであります。制度を定める以上、責任の所在と報告体制を明確にすることは不可欠であり、その点も本条例は整理されていると考えます。さらに、保護者負担について一定の規定を設け、透明性を確保する仕組みを明文化していることも利用者保護の観点から評価できる点であります。

本事業は、待機児童対策のみならず、子育て家庭の多様なニーズに応えるための新たな選択肢となる可能性を有しております。制度を整えたこと自体を評価するとともに、今後はその運用の徹底と継続的な検証が重要であります。子どもの命と成長に関わる事業であることを強く認識し、市には引き続き責任ある運営と丁寧な検証を求めます。

以上の理由から本議案に賛成いたします。

以上です。

○委員【大山学議員】 それでは、議案第8号について意見を述べます。

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、保護者の孤立などにより、家庭のみで子育てを担うことが厳しい状況も少なくありません。

そのような中で、本事業は子どもの居場所を確保するとともに、保護者支援につながる重要な施策であり、多様な保育ニーズに応えるものとして高く評価するものであります。特に、通園という形で子どもが外部と関わる機会を持つことは、児童虐待の未然防止や早期発見という観点からも極めて重要であります。家庭内で孤立しがちな子どもや保護者を社会とつなぎ、専門職が継続的に関わることで、小さな変化に気づき、必要な支援につなげる体制を構築することができます。

また、発達に課題のある子どもへの配慮も重要な視点であります。本事業において、単なる預かりにとどまらず、一人一人の発達段階に応じた丁寧な関わりが求められます。本条例に基づく適切な基準設定と運用が不可欠であります。

一方、課題も明確であります。第1に、人手不足の問題であります。保育人材の確保が全国的な課題となる中で、新たな事業を円滑に運営するためには、職員配置基準の遵守だけでなく、現場に過度な負担がかからない体制整備が必要であります。質の確保なくして制度の信頼は成り立ちません。市として人材確保策や研修体制の充実を積極的に講じるべきであります。

第2に、子どもの安全の確保であります。事故防止体制の整備、リスク管理の

徹底、緊急時対応マニュアルの整備など、安全対策は制度の根幹であります。とりわけ乳児は自ら危険を回避することが困難であることから、通常以上に慎重な運営が求められます。しかしながら、これらの課題は、本事業を否定する理由ではなく、むしろ適切な基準を条例として明確に定めることによってこそ克服できるものであります。

本条例は、事業者が遵守すべき基準を明確にし、子どもの最善の利益を守るための土台を築くものであり、制度の健全な発展に資するものであります。子どもの居場所の選択肢を増やすことは、単なる保育施策ではなく、地域全体で子どもを育てる社会を築く第一歩であります。

以上の理由から本条例の制定に賛成といたします。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、議案第8号について反対の立場から意見を述べます。

本条例は、いわゆるこども誰でも通園制度を本市で実施するための基準を定めるものです。本制度には、乳児期という極めて重要な時期における発達と安全の観点から重大な懸念があると言わざるを得ません。

答弁では、一時的利用では愛着形成が難しい面があることを認めつつ、定期利用や親子通園で対応すると説明がありました。しかし、制度の基本は、誰でも、そして時間単位で利用可能という設計です。定期利用を前提とするならば、なぜ時間単位制度を広く導入するのか。親子通園で移行支援を行うならば、それは通常の親子教室や未就園児クラスと何が違うのか。本制度は愛着形成に配慮するという努力目標を掲げながら、その構造自体が愛着の継続性を断ちかねない設計になっています。乳児期の愛着はその後の人格形成や情緒の安定に深く関わります。ヒアリングで確認するという事後的検証ではなく、制度設計段階で慎重であるべきです。

また、答弁の中では、認定こども園等での継続利用が担保されやすいと説明されました。しかし、それはあくまで一部の施設の話です。認定こども園以外が実施した場合には、環境変化が生じる可能性を市も認めています。乳幼児期における環境の急激な変化は、発達に少なからず影響を与えることが知られています。切れ目ない支援が望ましいとしながら、制度としては環境変化を内包している。この矛盾を解消しないまま導入することは拙速と言わざるを得ません。

また、本事業は、利用者と事業者の直接契約であり、市が優先順位を決めない仕組みです。つまり、支援が本当に必要な家庭よりも情報を得やすい家庭が、契約に動ける家庭が先に利用する可能性があります。虐待リスク家庭についてはあっせんの可能性との答弁がありましたが、福祉的支援が必要な家庭ほど、継続的、包括的支援が必要です。制度設計として支援の必要度に応じた優先性が担保されていない点は重大です。

また、事故発生時の責任主体は法人が基本であり、市も責任を問われる可能性があるということです。責任が問われる可能性を認識しているのであれば、なおさ

ら独自の上乗せ安全基準を設けるべきではないでしょうか。しかし、答弁では、国基準に準じる理由として、参入ハードルを上げないためと説明をされています。子どもの命と安全よりも参入のしやすさを優先するのか、この問いには市は正面から答える必要があると考えます。

また、配置基準について、通常保育と同水準との説明がありました。しかし、1時間単位で異なる子どもが出入りする環境は、通常保育とは性質が異なります。短時間で子どもの状態を把握する難しさは市も認めています。同じ配置基準で足りるとするならば、時間単位利用の特性に対する評価が甘いと言わざるを得ません。

また、待機児童対策を差し置いて推進するものではないとのことですが、人的資源は有限です。保育士不足が全国的課題となる中、本事業が人的資源を分散させる可能性も否定できません。

乳児期は人生の土台を形成する極めて重要な時期です。その時期において、愛着形成への構造的な不安、発達の継続性への懸念、安全基準の独自強化を行わない姿勢、支援の優先性が担保されない制度設計、これらの問題を抱えたまま制度を導入することは、子どもの最善の利益を第一とする立場から賛成することはできません。子ども政策は、量ではなく質で評価されるべきです。

よって、本議案に反対の意見とします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、本委員会に付託されました議案の審議が終了いたしましたので、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、国においては、こどもまんなか社会の実現に向け、制度整備が着実に進められております。昨年11月時点においては、約82%、1427自治体が条例案の骨子作成を完了し、今年度内での条例制定が見込まれているとの報告がなされております。

また、8割の自治体で少なくとも1以上の実施施設の確保が進んでいるとされていて、総合支援システムについても広域利用を可能とするなど実務上の課題解消に向けて検討が重ねられているようです。

さらに、保育人材確保の課題に向けた研修制度の整備も進められており、制度の実効性を担保するための取組も具体化してきております。子どもの命に関わる分野である以上、慎重な制度設計が求められることは言うまでもありません。しかしながら、現場の声を踏まえつつ、政府及び関係職員が責任を持って制度構築を進め、既に多くの自治体の実装に向けて準備を整えている現状を捉まえれば、本市において特段これを受け入れられない合理的理由は見当たらない。

よく家は3度建ててようやく満足するものができることと耳にします。しかし、理想の設計を追い求めて何十年も先に建てるよりも、常識的で実用的な住まいを早期に整え、家族が安心して安全に暮らせる環境を確保することのほうが現実的な幸福につながるのではないかと思います。制度も家と同様であって、安心安全を大前提として現実的な形で早期に実装し、保育人材確保、財政課題、細かい地域課題にも立ち向かって改善を図りながら、子どもたちの健やかな成長を

支えるため、まずは制度を一步前に進めることが今求められている責任ある判断であると申し上げ、本議案に賛成いたします。

○委員【安藤玄一議員】 議案第8号に賛成の立場から意見を申し上げます。

本条例は、令和8年4月から全国で本格実施されるこども誰でも通園制度について、子ども・子育て支援法に基づく給付対象施設の確認基準を定めるものです。昨年12月定例会で可決された認可基準の条例と併せ、認可と確認の2段階構えにより事業の適正な運営を担保する枠組みが整うこととなります。

付託審査において、まず、財政面を確認しました。令和8年度当初予算における支援給付費は220万8000円、うち一般財源負担額が27万8000円です。公費負担割合は国が4分の3、県、市がそれぞれ8分の1であり、市の財政負担は限定的です。積算に当たってはゼロ歳児13人、1歳児18人、2歳児13人の利用を見込み、年間最大利用時間120時間に対して、見込み利用率約3割を乗じた堅実な見積りとなっていることを確認いたしました。

次に、待機児童16人が存在する中での既存保育園の影響について確認しました。実施を検討している認定こども園2施設は次年度から保育定員を拡大する予定であること、また、教育認定の需要減少の中で、各園が未就園児クラス等で培ったノウハウを活用して既存の職員体制の範囲内で対応できることから、本制度の導入が待機児童対策に整合性が確保されていると理解します。

実施形態については、市内の認定こども園4施設と幼稚園1施設が実施を検討しており、委託ではなく、市が認可した事業者が自ら実施する形態であることを確認しました。

制度の目的については、全ての子どもの育ちを応援するものであり、幼稚園等に入園する3歳まで家族以外の大人と触れ合う機会が限られていた子どもたちに人格形成の基礎を培う乳幼児期に多様な経験の機会を保障するという理念には賛同いたします。

利用者負担については、国の標準額である1時間当たり300円程度とし、月10時間の利用条件により実質的な月額上限は3000円です。生活保護世帯等への減免措置も設けられており、経済的な利用のしやすさは確保されていると考えます。

一方で、今後の事業運営に当たり、以下の点を要望いたします。

第1に、現時点で実施を検討している5施設のうち利用定員を具体的に示しているのは1施設のみです。4月の制度開始に向け、各施設との調整を速やかに進め、市民への早期周知を図っていただきたい。

第2に、本制度は特定の政策課題を直接の目的としていないとのことですが、事業開始後の成果を客観的に検証するため、利用実績や保護者の満足度など、具体的な評価指標を設定し、適切な時期に議会へ報告していただくことを求めます。

条例案の内容は、内閣府令の従うべき基準及び参酌すべき基準に準拠した上で、本市独自に暴力団の排除規定を追加しており、適切な内容と認めます。

以上の理由から、議案第8号について賛成いたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。こどもみらい部の皆さん、御苦勞様でした。

午前 10 時 51 分	休憩
--------------	----

午前 11 時 2 分	再開
-------------	----

議 題 議案第 13 号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

結 果 可 決

○委員長【荻野貴文議員】 再開します。

次に、「議案第 13 号、伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、議案第 13 号について、順次質疑させていただきます。

まず、基本的な、今回の税率引き上げの必要性和背景についてお伺いいたします。今回の改正案では、令和 8 年度から国民健康保険税の税率引き上げが提案されています。改めてこの改定に至った具体的な背景についてお伺いいたします。

2 点目であります。事業費給付金の増加要因についてお伺いいたします。神奈川県に納める事業費給付金が令和 7 年度と比較して約 1 億 6 0 0 0 万円増加することですが、この主な要因である加入者 1 人当たり医療費の増加や、診療報酬改定の影響額をどのように分析されているのか、お伺いいたします。

3 点目、子ども・子育て支援納付金の新設についてお伺いいたします。今回、新たに子ども・子育て支援納付金分が新設されます。この新設が 1 人当たり保険税額に与える影響と、制度導入の趣旨について改めて説明を伺います。

以上 3 点、お願いします。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、順次お答えいたします。

まず 1 点目、背景でございますけれども、国民健康保険制度は、平成 30 年度の制度改革によりまして都道府県が運営主体となりまして、市町村と共同で国民健康保険事業を運営することとなりました。市町村は保険税を主な財源とします事業費納付金を神奈川県に納めることになっておりますが、令和 8 年度の事業費納付金は、加入者 1 人当たり医療費の増加や診療報酬改定により保険給付費増が見込まれること、子ども・子育て支援納付金分の新設等の要因により前年度比で約 1 億 6 0 0 0 万円の増加となっております。事業費納付金の金額が増となる一方で、被保険者数の減少により保険税収の減少が見込まれること、決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入金について削減が求められていることから、令和 8 年度についても財源不足が見込まれるところであります。このような背景から、財源確保を目的として税率改定を行うとともに、新たに子ども・子育て支援納付金分についての規定を追加するため、提案したものです。

続きまして、2 点目の質問への回答です。加入者 1 人当たり医療費の増加は診療報酬改定の影響も含まれますが、これにつきましては、事業費納付金のうち医

療給付費分に反映されます。医療給付費分は、令和7年度と比べて約8300万円の増額がありまして、加入者1人当たり医療費の増加や診療報酬改定が影響しているものと分析しております。

続きまして、3点目です。子ども・子育て支援納付金分ですけれども、子ども・子育て支援納付金分を含めない医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算した場合の1人当たり保険税額で見ますと、前年度との差は8.30%の増となっております。こちらに子ども・子育て支援納付金分を加えますと、前年度との差は3.05ポイント増加しまして、11.35%の増となっております。子ども・子育て支援金は少子化対策のために法定される事業に充てるものとして、一般保険料とは区分されております。具体的には、児童手当の拡充、育児時短就業給付、妊婦のための支援給付、出生後休業支援のほか、令和8年度から実施されるこども誰でも通園制度や、令和8年10月から実施される育児期間中の国民年金保険料免除などの財源として活用されます。また、子ども施策の財源という観点から、18歳未満の被保険者に対しては子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額はその全額を減額ということになりまして、減額された分を18歳以上の被保険者にひとしく割り振りの上、賦課することになります。

私からは以上です。

○委員【今野康敏議員】 承知しました。続いて、法定外繰入金の削減について伺いたします。一般会計からの決算補填を目的とした法定外繰入金の削減が求められているとのことですが、今回の税率改定において、この削減がどの程度寄与するのか、その必要性和併せて伺いたします。

続いて、被保険者への負担軽減と配慮について伺いたします。税率の引上げは市民生活、特に低所得者層にとって大きな影響を及ぼすことが想定されますが、本市の見解をお伺いたします。また、何か配慮を検討しているのか、お伺いたします。

続いて、今の質疑に関係してきますけれども、賦課割合の見直しについて伺いたします。答申に基づき、所得割、応能割と均等割、平等割、応益割の構成比を56対44から57対43に近づけるとしてしています。この変更により、具体的に低所得者層の負担がどのように軽減されるのか、その効果について伺いたします。

以上3点、お願いします。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、順次お答えいたします。

まず1点目ですけれども、今回の税率改定におきましては、一般会計からの法定外繰入金は前年度比で3000万円の削減となりました。令和18年度に予定されている県内保険料税水準の完全統一の際には、一般会計からの法定外繰入金については認められなくなることから、段階的に削減していく必要がございます。

続きまして、2点目です。税率の引上げによりまして低所得者層への加入者に

は大きな影響があると認識しております。そのため、税率の改定とともに、応能割と応益割の賦課割合を見直すことで、低所得者に対する負担増に配慮することが重要であると考えています。

続きまして、3点目です。令和8年度の税率改定においては賦課割合を56対44から57対43に変更しており、賦課割合を、57対43の割合を適用することで、所得のある方に課税の配分を多く割り当てることとなるため、所得のない方、また、所得が少ない方にも賦課がされる均等割額と平等割額の改定率の影響を低く抑えることができます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 続きまして、急激な負担増への緩和策についてお伺いいたします。答申では、単年度の急激な引上げを避け、計画的、段階的に見直すべきとの意見が付されておりますが、これを受けての本市の見解をお伺いいたします。

また、今回の改定額1人当たり平均で前年度比約11.40%増は、特に物価高騰が続いている昨今、市民にとって決して小さくない負担増ですが、この引上げ幅が段階的であると判断した根拠についてお伺いいたします。

続いて、市民への周知と説明についてお伺いいたします。附帯意見にもあり、物価高騰の中で負担増となる市民に対し、改正の経過をどのように丁寧に分かりやすく説明していくのか、お伺いいたします。

3点目です。今後の国民保険財政と医療費適正化についてお伺いいたします。令和18年度の県内保険料水準の完全統一に向けた中長期的な視点についてお伺いいたします。保険料水準統一へのロードマップ、今後、令和18年度の完全統一に向けて、毎年度どのように税率を検討していく予定でしょうか。県の示す標準保険税率との乖離をどう埋めていくのか、お伺いいたします。

以上3点、お願いします。

○保険年金課長【石川浩一】 まず1点目です。緩和策ですけれども、本市としましても、毎年度での急激な引上げを避け、計画的、段階的に見直すべきという認識は運営協議会で出されました答申と同様でありまして、国民健康保険財政状況や財政調整基金等の事業費の活用を検討等を踏まえ、急激な引上げにならないよう、毎年度検討する方針としております。

続きまして、2点目です。市民への周知ですけれども、改正の経過につきましては、市ホームページや広報いせはらに掲載のほか、加入者に対する納税通知などを郵送する際に併せてお知らせ文として同封していきたいと思っております。このお知らせ文につきましては、視覚的にも分かりやすい表現としたものを作成していきたいと考えております。

3点目、ロードマップですけれども、現状では、令和8年度に保険税の引上げをしても、なお県の示す標準保険税率のほうが高い水準となっております。このため、県の示す標準保険税率との差を縮める必要があることから、令和9年度以降におきましても、毎年度、保険税率の引上げを検討していく必要がございます。

令和１８年度に県内保険料税水準の完全統一に先立ち、令和１５年度には、県が市町村ごとに算定する標準保険税率を採用する方針が示されることから、令和９年度以降、令和１４年度の間には標準保険税率及び標準賦課割合に近づけるとともに、算定方式の統一に向けた平等割の廃止についても検討していくこととなります。

なお、子ども・子育て支援金制度は令和８年度から令和１０年度にかけまして段階的に導入され、子ども・子育て支援納付金分につきましても、令和１０年度までは段階的な引上げが必要となりますので、他の課税区分の税率改定の要否に関わらず、改定を実施することになります。令和１５年度から令和１７年度の間は市町村ごとの税率改定の検討を行うのではなく、県が算定します市町村標準保険税率及び標準賦課割合を採用する方式の税率改定を実施し、令和１８年度以降は県内保険料税水準の完全統一となる計画となります。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 ありがとうございます。最後に２点お伺いいたします。

医療費適正化対策についてお伺いいたします。財源確保、これは税率の引上げだけでなく、支出の抑制、すなわち医療費適正化が重要と考えます。特定健診の受診率向上や重症化予防など、市として具体的にどのような対策を強化していくお考えなのか、お伺いいたします。

最後に、基金の活用と収納率向上についてお伺いいたします。不測の事態に備えた基金の確保や貴重な財源である保険税の収納率向上について、今後の具体的な目標と取組についてお伺いいたします。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、２点お答えいたします。

まず、医療費適正化ですけれども、医療費の多くを占めます生活習慣病に対する取組を継続して実施していくことが重要と考えております。特定健診の受診率の向上や重症化予防事業の利用率の向上により、医療費増加の抑制につながるものと考えております。具体的な取組としまして、生活習慣病の早期発見、早期治療に対しては、特定健康診査の継続的な受診が有効であると考えており、未受診者に対して、はがきや電話、また、ショートメッセージサービスによる個別受診勧奨や医療機関からの受診勧奨等を行っており、受診率向上に向けて取り組んでおります。

加えまして、特定健康診査、人間ドック利用助成事業の実施に基づく検査結果から、生活習慣の改善が必要な方には特定保健指導の御案内を行い、血圧、脂質、血糖の値から医療受診が必要と思われる方には医療機関への受診勧奨を行っております。

また、保健師や管理栄養士によります糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業など、食事や生活習慣の改善に向けての取組などを行っております。

２点目、基金の活用と収納率向上ですけれども、保険税の収納率向上につつま

しては、具体的な目標としましては現年度分は95%としております。収納率向上に向けた取組としましては、まず、納期内納付率の高い口座振替を推進するため、新規加入者に対する窓口の案内、納税通知書にはがき申込書を同封し、郵送による受付やウェブ口座振替受付サービスを実施しています。さらに、キャッシュカードがあれば、窓口で口座振替に申込みが行える専用端末を用いたペイジー口座振替受付サービスを令和6年10月から開始しております。そのほか、利用者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納や地方税統一QRコードを利用した納付など、納付環境の充実に努めております。また、民間事業者の活用によります徴収体制強化を図り、休日や夜間を含めた電話及びショートメールサービスによる早期催告、文書による一斉催告書の送付、不動産債権等の財産差押えや差押え財産の公売執行等の滞納処分を実施しているほか、預貯金等の取引調査システムを導入し、財産調査に係る事務作業の効率化にも取り組んでいます。さらに、保険税未納者が窓口に来庁した際の収納課への引継ぎですとか、あと土曜開庁日の納税相談の場の設定など、納税折衝の機会を意識した対応を行っています。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 さきの委員と若干重なっている部分もあるかもしれませんが、1点だけ伺います。国民健康保険事業において、歳出の抑制のためには、医療費適正化が重要であると考えますが、例えばジェネリック医薬品の推進など、市が行っている具体的な取組について伺います。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、ジェネリック医薬品の推進にお答えします。医療費適正化の取組としまして、先ほども申し上げましたが、その中にはジェネリック医薬品への変更が可能と思われる被保険者に対して通知しますジェネリック医薬品利用促進事業というものがございます。こちらは年6回、該当者に通知を行っております。令和6年度の利用率は86.4%となっており、県が目標としている80%を達成し、前年度より7.2ポイント向上しております。生活習慣病の早期発見、早期治療に対しましては、特定健康診査の継続的な受診が有効であると考えております。未受診者に対して、はがきや電話、ショートメッセージサービスにより個別受診勧奨や医療機関からの受診勧奨等、受診率向上に向けて取り組んでおります。令和9年度の特定健康診査受診率は39.1%となっており、前年度より0.9ポイント向上しております。加えまして、繰り返しになりますが、特定健康診査、人間ドック利用助成事業の実施に基づく検査結果から、生活習慣の改善が必要な方には特定保健指導の御案内を行い、血圧、脂質、血糖の値から医療受診が必要と思われる方には医療受診への受診勧奨を行っております。また、保健師や管理栄養士による糖尿病腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業など、食事や生活習慣の改善に向けての取組なども行っております。

以上です。

○委員【大山学議員】 それでは、議案第13号について質疑を行います。まず、基金の活用について、国民健康保険財政調整基金の残高は現在どのくらいに

なるのか、また、今回の改正において基金の活用についてお伺いいたします。

それから、賦課徴収割合の見直しについては、他委員の質疑にありましたけれども、応能割の比率を高めることは負担能力に応じた課税という原則に従うものと考えますが、一方で、中間所得層への影響をどの程度見込んでいるのか、お伺いいたします。

3点目、税率改定を行うことで、本市の保険料水準は県内でどの辺りの位置にあるのかをお伺いいたします。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、順次お答えいたします。

まず、基金の残高ですけれども、令和7年度末の国民健康保険財政調整基金残高は約2億2000万円を見込んでいます。令和8年度は、ほぼその全額を取り崩し、活用することで、急激な税率上昇を抑制することとしております。

続きまして、応能割、応益割のお話ですけれども、賦課割合57対43の割合を適用することで、所得のある方に課税の配分を多く割り当てることになるため、所得のない方や所得が少ない方にも賦課される均等割額と平等割額の改定率を低く抑えることができます。この負担軽減の恩恵を受けます所得のない方、所得が少ない方につきましては、保険税軽減措置均等割額・平等割額の軽減措置の適用となる所得層が該当します。1人世帯、40歳以上65歳未満であります。課税対象所得が43万円以下の世帯、7割軽減の対象になる世帯を例としますと、賦課割合56対44の場合の試算と賦課割合57対43とした場合の試算を比較しますと、1年間で課税額でマイナス700円の差が生じる試算となっています。

続きまして、中間所得層や高所得層への負担の変化になりますけれども、こちらは国保加入者の普通世帯、こちらでも40歳以上60歳未満になりますけれども、課税対象所得が515万円の世帯を例にしますと、賦課割合56対44とした場合の試算と、賦課割合57対43とした場合の試算を比較しますと、1年間の課税額で8600円の差が生じる試算となっています。

続きまして、3点目です。本市の県内での水準ですけれども、2月4日時点で確認しましたところ、県内19市中、子ども・子育て支援納付金分以外の税率を改定する市は15市です。各市が改定を行うことにより、1人当たり保険料税額は、県内19市中、伊勢原市は11番目に位置することになります。

以上です。

○委員【大山学議員】 続きまして、令和18年度の保険料水準完全統一までに法定外繰入金を計画的に削減していくということですが、これは他の委員の質疑にダブってくることはと思いますが、法定外繰入金の取扱いについて、県との取組についてお伺いをいたします。

もう1点、国民健康保険の被保険者数について減少すると聞いております。将来推計をどのように見込んでいるのか、さらに今後の医療費の見通しについてを併せてお伺いをいたします。

最後1点、収納率の向上の取組についてもこれは他の委員でありましたけれども、令和6年度の実績でいいので、その点についてお伺いします。

以上です。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、順次お答えいたします。

まず1点目です。保険料税水準完全統一の際には、一般会計からの法定外繰入金は認められなくなるということになりますけれども、この法定外繰入金の正式な取扱いにつきましては、令和12年度までに県との協議の中で決定をする予定となっております。

続きまして2点目です。被保険者数及び医療費の見通しですけれども、令和8年度の被保険者数の推計としまして、令和7年度の被保険者数から3.5%程度減少すると見込んでおり、当面の間は毎年度3.5%程度減収するものと見込んでおります。医療費の見通しですけれども、保険者の負担となる療養給付費の総額としましては、被保険者数の減少に伴い減少していくと見込んでおりますけれども、新しい医療技術、また、治療方法の高度化や、2年ごとに実施される診療報酬改定などにより、当面の間、1人当たり医療費は増加傾向にあると分析しております。

3点目です。収納率の実績ですけれども、令和6年度現年度分の収納率は94.76%になっており、県内19市中では4位となっております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも議案第13号について質疑をいたします。他委員と重なるところがあるかもしれませんが、まず2点お伺いします。

改定の必要性についてで、事業費納付金の増加、被保険者数の減少、医療費の増加などを背景にしているとの説明がありましたが、今回の改定を行わなかった場合の収支見通しはどのようになるのか。また、令和8年度以降の単年度収支の見込み、そして、基金残高の推移予測について具体的な数値を伺います。

2点目、市民負担の増加についてで、資料によれば、平均で11%前後の増額となっております。標準的な世帯モデルにおける年間増額はどの程度か、また、特に影響が大きいと想定されている世帯層はどこか。激変緩和措置や配慮策の考え方について伺います。

以上、2点お願いします。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、順次お答えいたします。

まず1点目です。税率改定を行わなかった場合なんですけれども、そうしますと、1億4300万円の事業費の不足が生じまして、歳出超過となる見通しとなっております。令和8年度以降の単年度収支につきましては、引き続き収支均衡を図りまして、年度基金残高につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の大きな変動や保険税収の不足に対応するため、事業費納付金の5%を目標に確保することを目指しております。

続きまして、2点目です。国民健康保険の世帯構成のうち、大きな割合を占める世帯構成は、国保世帯全体の42.7%を占めます1人世帯で、40歳未満または65歳以上となっております。1人世帯、40歳未満または65歳以上のう

ち課税対象所得が43万円以下の世帯、7割軽減の対象となる世帯では引上げ幅は7.22%、1300円の増となりまして、課税対象所得が515万円となる世帯では引上げ幅は11.83%、5万5700円の増となります。税率改定の影響が多い世代としては、世帯員が18歳以上の被保険者で構成される世帯のうち保険税軽減措置均等割額・平等割額が適用されない低中所得者層と想定されます。

また、低所得者層の配慮策としては、賦課割合57対43の割合を適用することで、所得がある方に課税の配分を多く割り当てることとなるため、所得のない方、また、所得が少ない方にも賦課されます均等割額と平等割額の改定率を低く抑えることができます。この負担軽減の恩恵を受ける所得のない方、所得が少ない方につきましては、保険税軽減措置均等割額・平等割額の適用となる所得層が該当しております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 了解しました。それでは、次にまた2点お伺いします。

1点目、今回新設される子ども・子育て支援納付金分についてで、1世帯当たりの平均負担額はどの程度になるのか、また、国の制度趣旨を踏まえ、市としてどのように受け止めているのか、国保加入世帯の理解をどのように得ていくのかを伺います。

2点目、応能割、応益割の構成比を見直し、低所得者への配慮を図るとしてありますが、実際にどの所得層がどの程度軽減されるのか。高所得層への影響も含め、制度設計上の公平性についての考えを伺います。

以上2点、お願いします。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、お答えいたします。まず1点目です。子ども・子育て支援納付金分につきまして、1世帯当たりの平均年間保険税額は5309円となります。子ども・子育て支援納付金分の均等割額について、子ども・子育て支援金制度において、18歳未満被保険者はその全額が減額されるものとなっております。しかしながら、18歳以上被保険者においては子ども・子育て支援納付金分の新設後に新たな社会保険料負担が生じることになり、政府がこども未来戦略に明記しています実質的な負担は生じないとの内容は、国保においては実態とは反するものとなっております。国に対しては、神奈川県や県内市町村とともに、実質的な負担が生じることについて、必要な財政支援措置等を速やかに行うよう要望しているところでございます。

また、加入者の理解をどのように得ていくかにつきましては、国において、被保険者への理解促進及び周知を図ることを前提としまして、国に対して要望しているところでございますが、本市といたしましても、広報や市ホームページでの周知や、全世帯に送付する納税通知書に同封する周知用リーフレットにより理解促進を行うなど、丁寧な説明を行ってまいりたいと思います。

次に、賦課割合の話ですけれども、賦課割合57対43の割合を適用すること

で、所得がある方に課税の配分を多く割り当てることになるため、所得のない方や所得が少ない方にも賦課される均等割額と平等割額の改定率を低く抑えることができます。この負担軽減の恩恵を受ける所得のない方や所得が少ない方につきましては、保険税軽減措置均等割額・平等割額の適用となる所得層が該当いたします。1人世帯、40歳以上65歳未満での課税対象所得が43万円以下の世帯の場合、こちらは7割軽減の対象となる世帯を例にしていますが、賦課割合56対44とした場合の試算と賦課割合57対43とした場合の試算を比較しますと、1年間の課税額でマイナス700円の差が生じる試算となっています。

続きまして、中間所得層や高所得層への負担の変化ですが、国保加入者1人世帯、40歳以上65歳未満で、課税対象所得が515万円の世帯を例にしますと、賦課割合を56対44とした場合の試算と賦課割合57対43とした場合の試算を比較しますと、1年間の課税額で8600円の差が生じる試算となっています。応能割の過度な引上げは、特に中所得者層の方々の負担が増加するという側面もあります。低所得者層への配慮は重要であります。一方で、税負担の公平性や、バランスを保つことも必要であることから、応能割、応益割の賦課割合についても、保険税率と同様に、国民健康保険の財政状況等を踏まえ、毎年度検討していく必要があると考えております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 ありがとうございます。それでは、次、また2点伺います。一般会計から法定外繰入金について削減方針が示されておりますが、今回削減しない理由は何か。今後の削減スケジュールはどのように想定されているのか。削減が直ちに保険税増につながるリスクについて市の見解を伺います。

そして、次2点目、他委員と重なるところがあれば割愛されても結構です。歳出抑制の取組について、財政健全化には医療費適正化が不可欠であります。特定健診受診率、ジェネリック医薬品の利用率、重症化予防の取組など、具体的な成果と今後の強化策について伺います。

以上2点、お願いします。

○保険年金課長【石川浩一】 まず1点目です。法定外繰入金についてですが、一般会計からの法定外繰入金につきましては、令和7年度においては3億円を見込んでおります。令和8年におきましては、そのうち3000万円を削減しました2億7000万円を見込んでおります。一般会計からの法定外の繰入れにつきましては、国民健康保険に加入していない方にも御負担いただいていることから、段階的に削減を行っていく必要があると考えています。しかしながら、削減につきましては、さきの運営協議会からの答申でも触れられており、保険税負担の上昇に直接結びつくことから、計画的に削減することが望ましいとの意見が出されております。法定外繰入金の削減につきましても、国民健康保険財政の状況等を踏まえた中で、毎年度検討していきたいと考えております。

続いての質問です。答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが。御承知ください。医療費適正化の取組です。まず、ジェネリック医薬品医療促進事業でご

ざいます。こちらは先ほど話しましたが、年6回、該当者に通知を行っておりまして、利用率としましては、令和6年度は86.4%になっております。こちらは県の目標として80%を達しております、前年度より7.2ポイント向上しております。また、生活習慣病の早期発見、早期治療に対しましての取組ですが、未受診者に対してはがきや電話、ショートメールサービスによる受診勧奨等を行い、受診率向上に向けて取り組んでおります。なお、この受診率ですが、令和6年度の特健受診率は39.1%になっておりまして、前年度より0.9ポイント向上しております。このように医療費の多くを占めます生活習慣病に対する取組を継続して実施することが重要と考えておりますので、今後も特健受診率の向上策や重症化予防事業の利用率の向上策を重点的に取り組み、医療費増加の抑制につなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 最後に1点伺います。税率引上げは収納率に影響を及ぼす可能性があります。直近の収納率の推移はどうか。滞納対策と生活困窮世帯への配慮はどのように両立させていくのか、市の方針を伺います。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、収納率をお答えいたします。直近の5年間の現年度分の収納率の推移ですが、令和2年度は94.41%、令和3年度は93.64%。令和4年度は94.87%、令和5年度は95.03%、令和6年度は94.76%となっています。

滞納者対策としては、相談機会の確保や、未納税額のお知らせを記載している督促状や催告書の送付、電話による催告をした際に納税相談に応じているほか、毎月第2、第4土曜日の午前中や12月の第2日曜日にも納税相談窓口を続けており、平日に相談が難しい方へも相談機会を確保しております。滞納者が相談を行いやすい環境を整えることにより相談機会の確保に努め、保険税の納付が困難と思われる被保険者に対しましては世帯の状況を丁寧に聞き取りまして、分納相談や可能な減免制度の活用について助言するなど、被保険者に寄り添った対応を心がけてまいります。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。今回の令和8年度の事業費納付金は、前年度で1億6000万円増ということと、あと平均年間保険税額が1万5028円、11.35%増ということで、その上で、今回の税率改定による増収見込額は幾らか。先ほどの1億6000万円と完全に一致するのか、それ以上徴収する設計にはなっていないのか。

次に、令和7年度決算見込みの繰越金は幾らか、その上で余剰金を全額活用すれば、どの程度圧縮が可能なのか。

3点目、法定外繰入金の削減が求められているとありますが、削減しなければ法的に違反となるのか、それとも努力目標か、削減しなければ値上げ幅をどれだけ圧縮できるのかについて伺います。

○保険年金課長【石川浩一】 1点目です。保険税現年度収入額の令和7年度

当初予算額と令和８年度当初予算額との比較では、約１億３５００万円の増額となっておりまして、それ以上徴収する設計となっておりません。また、前段でありました１億６０００万円増、事業費納付金の増額の金額と平均保険税額の差額については間違いございません。

続きまして２点目の余剰金の活用ですけれども、あと決算見込額の繰越金ですけれども、令和８年１月３１日時点での令和７年度決算における剰余金見込額は約５７００万円となります。このうち２０００万円は、令和８年度繰越額として、あらかじめ歳入として見込んでおります。残りの３７００万円を歳入として加えた場合は、税率改定に当たって試算した調定額２０億１１５３万３１９９円より３７００万円を差し引くことができますため、その差を割合で見ますと、約１．８４％の減となります。簡易的な試算となりますが、令和８年度平均保険税額１４万７４０８円から２７１０円の減額となります。

続きまして、法定外繰入金の件ですけれども、平成３０年度から都道府県も国民健康保険法の保険者となりまして、財政運営の責任者になること等に伴い、国民健康保険法に基づき、都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、都道府県国民健康保険運営方針を定めることとされました。決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金、以下、法定外繰入金でありますけれども、につきましては、必要な財源を賄うため、市の判断によりやむを得ず繰入れを行っているところであります。法定外繰入金につきましては、平成３０年度から６年以内に解消することとされておりまして、神奈川県国民健康保険運営方針においては、令和５年度までに法定外繰入金の削減・解消の計画を策定することとし、このことにより保険税に激変が生じるおそれがある場合は、令和８年度までに解消することとしています。本市においては、県の国保運営方針に基づき、削減・解消計画を策定し、令和８年度までにこの法定外繰入金を解消することとして取り組んでいるところであります。

一般会計からの法定外の繰入れにつきましては、国民健康保険に加入していない方にも御負担をいただいていることから、段階的に削減を行っていく必要があると考えています。しかしながら、削減につきましては、さきの運営協議会からの答申にも触れられており、保険税負担の上昇に直接結びつくところは計画的に削減することが望ましいとの意見が出されております。法定外繰入金の削減につきましても、国民健康保険財政の状況等を踏まえた中で、毎年度検討していきたいと考えております。

次、削減しない場合の値上げ幅になりますけれども、一般会計からの法定外繰入金は、繰返しになりますが、令和７年度におきましては３億円を見込んでおります。令和８年度においては、その３０００万円を削減しました２億７０００万円を見込んでおります。３０００万円を削減しなかった場合におきましては、税率改定に当たって試算した調定額２０億１１５３万３１９９円より３０００万円を差し引くことができますため、その差を割合で見ますと、約１．４９％の減となります。こちらも簡易的な試算となりますが、令和８年度平均年間保険税額

14万7480円から2200円の減額となります。

以上です。

○委員【川添康大議員】 では続いて、子ども・子育て支援納付金分について、先ほども増収見込みについて出たかと思うんですが、子ども・子育て世帯の負担増の総額について、幾らかお伺いします。

続いて、先ほど来出ていますから、令和18年度に県内保険料水準完全統一予定となっていますが、県統一まであと10年以上ある中で、令和8年度に急いで11%に引き上げる必要があるのかということと、段階的にもう少し抑える選択肢は検討されたのか。

あともう1点、先ほども出ています今年度の改定の一要因として、医療費増、診療報酬改定が要因とありますが、1人当たりの医療費増加分が幾らかと、中身はいいので、医療費適正化でどの程度抑制可能と試算をされているのかと、特定健診受診率向上での抑制効果についてと、あと予防政策で代替できる部分がないのかについてお伺いいたします。

○保険年金課長【石川浩一】 まず、子ども・子育て支援納付金分ですけれども、申請されました子ども・子育て支援納付金分につきましては、所得割0.31%に加え、被保険者数均等割額1900円と18歳以上被保険者均等割額100円により構成されます。子ども・子育て支援納付金分におきます保険税収入額は5528万円を見込んでおります。こちら、子ども、18歳未満のいる世帯における負担増の総額なんですけれども、世帯構成の例に基づきまして、個別に保険税の試算を行うことができるのですが、実際の世帯構成に基づき、子どもがいる世帯の年間保険料、保険税額の総額の試算を行うことは難しい状況となっております。

続きまして、2点目です。引き上げる必要性ですけれども、令和8年度の税率改定において、1人当たり年間保険税額が約11%と引上げになった主な要因としまして、事業費納付金の大幅な増額や、子ども・子育て支援納付金分の新設が大きく影響しており、令和8年度の収支均衡を図るために必要な引上げとなっております。こちら、結果としまして、令和18年度保険税水準の完全統一に向けた段階的な引上げにより、想定していた改定率を大きく上回るようになったものです。

次が医療費、令和8年度税率改定における保険税引上げになったものの要因は、令和8年度事業費納付金が令和7年度と比較して大幅な増額となったことによりです。その中の1人当たり医療費の増加につきましては、診療報酬改定の影響も含まれることとなりますが、事業費納付金のうち医療費給付分に反映されます。医療費給付分は令和7年度と比べまして、約8300万円の増額となりました。

特定健診の過去の受診回数が多い方ほど、未受診者または受診回数の少ない方と比べまして、1人当たり医療費の抑制効果があるというデータはあるのですが、それをもって、具体的に抑制額の試算というのは非常に難しいものとなっております。申し訳ございません。

医療費の多くを占めます生活習慣病に対する取組を継続して実施していくことが重要と考えております。特定健診の受診率向上や重症化予防事業の利用率の向上により、医療費増加の抑制につながるものと考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 あと3点伺いたします。7割、5割、2割軽減世帯の実質負担増額は幾らになっているのか。

実際7割軽減世帯でも実質増えていないのか。また、今回の改定で世帯収入200万円未満世帯は年間幾ら増えるのか。

最後です。基金の取崩しを最大限活用し、法定外繰入れ削減を見送り、段階的改定にした場合に、今回の11.35%増は何%まで圧縮ができるのか、具体的な数字でお答えください。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、順次お答えいたします。国保加入者1人世帯、40歳以上65歳未満で7割軽減の対象になる世帯を見ますと、年間保険料税額は2万3900円。令和7年度との比較では1400円の負担増となり、引上げ幅は6.22%になります。以下、同じ世帯構成となりますが、5割軽減の対象となる世帯で見ますと、年間保険税額は7万5800円。令和7年度との比較では6400円の負担増となり、引上げ幅は9.22%となります。2割軽減の対象となる世帯で見ますと、年間保険税額は12万9900円。令和7年度との比較では1万900円の負担増となり、引上げ幅は9.16%となります。

給与収入200万円未満、こちらは給与所得換算で131万7200円となる世帯で見ますと、年間保険税額は18万7700円。令和7年度との比較では1万6500円の負担増となり、引上げ幅は9.64%となります。

それでは、基金の取崩しの話ですけれども、税率改定に当たって試算した調定額20億1153万3199円より、基金については最大限の取崩しを行っておりますので、一般会計からの法定外繰入金3000万円の削減分を差し引くと1.49%減になります。令和8年度の1人当たり年間保険税額は、14万7480円から2200円減の14万5280円になり、令和7年度と比べますと9.69%の増となります。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 1件だけです。子ども・子育て支援納付金分の性格についてです。議案では、新たに子ども・子育て支援納付金分を賦課するとあります。この新設分は令和8年度限りの措置なのか、それとも今後も継続する制度的負担なのか、国民健康保険財政の中でどのように整理しているのか、説明を伺います。

○保険年金課長【石川浩一】 それでは、お答えいたします。子ども・子育て支援納付金分については、令和9年度以降も今後も継続して課税される賦課区分となります。子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されるため、令和10年度までは子ども・子育て支援納付金

分についても段階的に引き上がるものとなります。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 これは、令和11年度以降はどうなるんですか。恒常的にそのまま段階的に引き上がって行って、令和10年まではそこにたどり着くと。そこで終わる話なのか、そこから恒常的に行く話なのか、それがちょっと聞きたい。

○保険年金課長【石川浩一】 令和10年度は段階的に引き上がりまして、それから恒常的に（「そのまま」の声あり）そのままにしております。（「了解」の声あり）

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、議案第13号について、本日の質疑を通じて明らかになった財政状況と今後の見通しを踏まえ、賛成の立場から意見を述べます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤であり、持続的かつ安定的な運営が不可欠であります。本市においては、加入者1人当たりの医療費増加や診療報酬改定に加え、新たに子ども・子育て支援納付金分が新設されるなど、保険給付費の増加が避けられない状況にあります。令和8年度の事業費納付金は、前年度比で約1億6000万円もの増額が見込まれる一方、被保険者数の減少により税収は減少傾向にあります。不足する財源を補填してきた一般会計からの法定外繰入金の削減も求められており、制度を維持するためには、今回の税率引上げは苦渋の選択ながら、やむを得ないものと判断いたします。

税率が引き上げられる一方で、市民の家計負担を可能な限り抑えるための工夫がなされている点を評価いたします。賦課割合を現行の56対44から57対43へと応能割の比率を高める方向にシフトしたことは、低所得者層の負担を相対的に軽減させるための適切な判断と理解しました。令和18年度に予定されている県内保険料水準の完全統一を見据え、単年度での急速な上昇を避け、計画的、段階的な見直しを行う方針が示されたことは、市民生活への影響を最小限にとどめる配慮として重要と考えます。

次に、今後の安定的な運営に向け、次の点を強く要望いたします。徹底した説明責任についてです。物価高騰という厳しい社会情勢下での増税であることを重く受け止め、今回の改定に至った背景や軽減措置について、市民に対し丁寧で分かりやすい説明を尽くすこと。

次に、医療費の適正化です。税率改定に頼るだけでなく、特定健診の受診勧奨や重症化予防など、医療費そのものを抑制するための医療費適正化対策にこれまで以上に注力していただくこと。

次に、財源確保の努力であります。貴重な財源である保険税の収納率向上に努めるとともに、不測の事態に備えた適切な基金の確保を計画的に進めること。

最後に、国民健康保険制度が直面している構造的な課題を克服し、将来にわたって市民が安心して医療を受けられる体制を維持するため、本議案に賛成の意見といたします。

○委員【米谷政久議員】 私からも、議案第13号、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な公的医療保険制度であり、とりわけ高齢者や低所得者を多く抱える市町村国保は、まさに地域医療を支える最後のセーフティーネットであります。その安定的な運営は、市民の安心な暮らしを守る基盤であります。

ところが、国民健康保険制度を取り巻く状況は、被保険者数の減少、医療費の増加、後期高齢者支援金や事業費納付金の増加など、年々厳しさを増しております。本市においても、一般会計からの法定外繰入れに依存する構造が続いており、持続可能性の観点から、見直しは避けては通れないことは大多数が認識するところです。

今回の改定はこうした構造的課題に対応し、国民健康保険事業を将来にわたり安定的に運営するための措置であり、やむを得ない判断であると受け止めております。また、応能割・応益割の構成比を見直し、低所得者への負担軽減に一定の配慮を行っている点は評価すべきであります。さらに、新たに創設される子ども・子育て支援納付金分についても、国の制度改正に伴うものであり、制度全体の枠組みの中で対応せざるを得ないものであります。令和18年度に予定される県内保険料水準の統一を見据え、段階的に見直しを進める姿勢も、急激な負担増を避ける観点から現実的な対応であると考えます。

しかし、昨今の物価高騰が国家的課題となっている中、保険税の引上げは市民生活に直結する問題であります。市には、丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、医療費適正化、特定健診の受診率向上、ジェネリック医薬品の利用促進など、歳出抑制の取組を一層強化することを強く求めます。国民健康保険は、誰もが必要とときに安心して医療を受けられる社会を支える制度であります。その持続可能性を確保するための今回の改正は、将来世代への責任ある判断と考えます。

以上の理由から、本議案に賛成いたします。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 それでは、本委員会に付託されました議案の審査が終了しましたので、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の増額は市民の皆様には一定の御負担をお願いするものであり、決して軽い判断、決断ではございません。とはいえ、現実問題として、一般会計からの法定外繰入れにも限界がある、将来世代の過度な負担の先送りを避ける必要もある、県単位化に向けて、より一層の財政健全化が求められている、これらを総合的に勘案すれば、今回の改正はやむを得ない措置であり、むしろ将来を見据えた責任ある決断であると考えます。

併せて、低所得世帯への軽減措置や減免制度の丁寧な運用、さらには保健事業

の充実による医療費の適正化など、市民生活への影響を最小限に抑える取組を強く求めるものであります。増額は目的ではなく、あくまで制度を持続可能なものとするための手段であることを改めて認識すべきであります。

例えば、藤枝市では、「健康・予防日本一」を掲げて、予防重視の施策を積極的に推進していると伺っております。本市においても、健診の通知はしているのだけれども、市民も事業所も反応が薄いという状況から一步前に進めて、医療費抑制の観点から、病気にならない体づくりを目指す予防事業のさらなる充実に大いに期待するものであります。今後も、さきの質疑で申し上げましたとおり、医療費の適正化やさらなる予防事業の強化など、不断の経営努力を前提とすることを強く要望して本条例改正案に賛成いたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、議案第13号について反対の立場から意見を述べます。

本議案は、国民健康保険税を引き上げるものです。物価高騰が続き、暮らしの負担が増す中で、国保加入者にこれだけの負担増を求めることは、市民生活を直撃し、看過できません。答弁では、税率改定による保険税収入の増は約1億3500万円にとどまり、事業費納付金増の規模と一致しないことが示されました。その不足を埋めるため、結果として加入者に広く負担を求める設計となっています。

さらに、新たに子ども・子育て支援納付金分が創設され、保険税収入として5528万円を見込まれます。政府は実質的な負担は生じないとしてきましたが、市は答弁で実態と反すると認めています。つまり、国の制度設計の矛盾のしわ寄せが国保加入者にそのまま転嫁されています。国保は、もともと所得が低い方や高齢者が多く加入し、構造的に負担が重い制度です。その国保で7割軽減世帯ですら年間1400円、6.22%増、5割軽減で9.22%増、2割軽減で9.16%増と答弁がありました。給与収入200万円未満の世帯でも年間1万6500円、9.64%増です。軽減制度があっても、生活が苦しい層に確実に負担増が及ぶ、ここが最大の問題です。

市は令和7年度剰余金見込み約5700万円のうち、2000万円は繰越しとして計上済みで、残り3700万円を使えば、平均2714円程度の圧縮が可能と答弁がありました。また、国保財政調整基金は、令和7年度見込み約2.2億円で、令和8年度はほぼ全額を取り崩すと答弁されています。それでもなお、結果は11.35%の負担増です。さらに一般会計からの法定外繰入金は、令和7年度3億円、令和8年度は2億7000万円と3000万円削減する方針です。削減を見送れば平均2200円下がり、増加率は11.35%から9.69%まで圧縮できることも分かりました。つまり、市自身が削減を見送るという政策判断をすれば、負担増を圧縮できることを認めています。

国保に加入していない方にも負担をいただいているからという説明がありますが、国民健康保険は、憲法が求める生存権にも関わる社会保障であり、自治体が一般会計で支えることは、これまでも本市でも他の自治体でも広く行われてきた

措置です。今優先すべきは、制度論よりも市民の命と暮らしを守ることです。

納付金増、制度改定、保険料水準統一の圧力、いずれも自治体の努力だけでは解決できない構造問題です。市は国へ要望していると答弁していますが、要望だけで市民負担が軽くなるわけではありません。国保は高い、払えない、滞納が増える、これが全国の深刻な実態です。値上げは受診抑制を招き、重症化を進め、結局は医療費を増やす悪循環にもつながりかねません。国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けるための社会保障です。ところが、本議案は物価高騰の中で、低所得者層を含む加入者に確実な負担増を求め、国の制度矛盾のしわ寄せを市民に転嫁するものです。市が示した試算からも、負担増の圧縮余地があるにもかかわらず、最大限の生活防衛に踏み込んだ提案とは言えません。よって、市民の暮らしと命を守る立場から本議案に反対をいたします。

○委員【安藤玄一議員】 議案第13号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

改定の必要性について。国民健康保険制度は、国民皆保険を支える最後のとりでであり、その安定的な運営は市民生活に直結する重要な課題であります。本市の国民健康保険財政の現状を見ますと、令和8年度の事業費納付金が前年度比で約1億6000万円の増額となっている一方、被保険者数の減少により保険税収の減少が見込まれております。加えて、決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入金削減が求められている中で、財源不足が避けられない状況にあります。こうした厳しい財政環境の下、国民健康保険事業を持続的、安定的に運営していくためには、被保険者に一定の負担増をお願いせざるを得ないことはやむを得ないものと判断いたしました。

構造的見直しとしての位置づけについて。今回の改定は、単なる単年度の収支均衡を図るだけのものではありません。令和18年度に予定されている県内保険料水準の完全統一を見据え、神奈川県を示す標準保険税率に段階的に近づけていくという構造的な見直しの一環であります。

質疑を通じて明らかになったとおり、令和15年度には県が算定する標準保険税率を採用する方針が示されており、令和9年度から令和14年度の間に標準保険税率及び標準賦課割合に近づけるとともに、算定方式の統一に向けた平等割の廃止についても検討が進められることとなります。このように、今回の改定は将来の制度統一に向けたロードマップの中に明確に位置づけられており、場当たりの対応でなく、計画的、段階的な見直しであることを評価いたします。

低所得者への配慮について。賦課割合を現行の56対44から57対43に近づけることについては、応能割すなわち所得割への配分を増やすことにより、所得のない方や所得の少ない方に賦課される均等割額及び平等割額の改定率を低く抑える効果があります。この負担軽減の恩恵は、平等割額及び平等割額の7割、5割、2割の法定軽減措置の適用となる低所得者層に及ぶものであり、物価高騰等の社会経済情勢が厳しい中であって、低所得者層への配慮がなされていると認められます。国民健康保険運営協議会の答申においても、被保険者間の担税力に

基づいた公平な税負担を目指しつつ、同時に低所得者に対する負担増にも配慮することの重要性が指摘されており、今回の賦課割合の変更はこの趣旨に沿ったものであります。

子ども・子育て支援納付金分の新設について。子ども・子育て支援納付金分の新設は、子ども・子育て支援法の改正に基づく制度的対応であり、令和9年度以降も継続する恒常的な賦課区分であることが質疑において確認されました。令和10年度までの段階的導入という制度設計は、被保険者への負担を一度に大きくしない配慮として妥当であると考えます。

賛成に当たり、以下の点を強く求めます。

第1に、今回の改定に至った経過と低所得者層にも配慮したものであることについて市民への丁寧で分かりやすい説明に努めていただきたい。保険税引上げは市民生活に直接影響するものであり、なぜこの改定が必要なのか、将来どのような姿を目指していくのかを、広報やホームページ等を通じて十分に周知していくことが不可欠であります。

第2に、保険税は貴重な財源であることから、収納率の向上に一層努めるとともに、事業費納付金の過激な増加等の不測の事態に備え、適正な額の基金の確保に努めていただきたい。

第3に、医療費適正化対象として、特定健康審査の受診率向上による病気の早期発見・早期治療、重症化予防、ジェネリック医薬品の利用促進など、歳出面からの構造的な取組を強化していただきたい。

第4に、令和18年度の県内水準統一に向け、毎年度の税率改定に当たっては、単年度での急激な引上げを避け、可能な限り市民生活への影響を少なくするよう、計画的、段階的な対応を継続していただきたい。

以上の理由から、議案第13号、伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険財政の安定的運営と県内保険料水準統一に向けた計画的、段階的な見直しとして必要かつ妥当なものであり、低所得者層への配慮がなされていることから本議案に賛成いたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【荻野貴文議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 1 5 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

教育福祉常任委員会
委員長 荻 野 貴 文